

八丈町農業委員会

第 1 2 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和 6 年 3 月 2 5 日 (月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年3月25日(月) 9:00～10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 青木 保憲委員、6番 磯崎 正委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 非農地判断願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 持丸 條、篠崎 京平、小宮山 優、

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 農業委員会等に関する法律第43条による出席者：2名

一般社団法人 東京都農業会議 業務部 本間 百展

一般社団法人 東京都農業会議 農地中間管理事業推進委員 大森 継之助

12. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第12回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年3月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 6,934㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・イモ類
番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 871㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 鉢物

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、農事組合法人の代表であり多くの作物を生産しており栽培方法を熟知されています。農地についてはすでに整地されており、野菜・イモ類を栽培していく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2農地の●●●●さんについては、農業委員であり、認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、すでに鉢物の原木が植えられており、今後も引き続き原木栽培を行っていくとのことです。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員さん、事務局と現地を確認しました。農地については、事務局から説明があったように客土もされていて、接道もあり問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、1番農業委員お願いします。

農委1番 推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。事務局、推進委員から説明がありましたように土地も整地されていて、接道もあり条件は適しておりますので、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします

議長 番号1農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。

…無いようでしたら、続いて番号2農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を

伺って参りたいと思いますが、本件関係者となる９番農業委員は退出いただきますようお願いいたします。

【９番農業委員 退出】

議長 それでは、番号２農地について、５番推進委員お願いします。

推委５番 農地については事務局からの説明どおり、すでに植木の原木が植えられていて引き続き原木栽培を行っていくとのこと。また譲渡人と譲受人は遠縁の関係にもありますので、特に問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号２農地について、４番農業委員お願いします。

農委４番 事務局と推進委員から説明がありましたように、引き続き原木の栽培を行っていくということで、●●●●さんは現農業委員であり、認定農業者であり、鉢物栽培の実績もありますので、問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長 番号２農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。

…無いようでしたら第１号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第１号については許可といたします。

事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。

【９番農業員入室し、自席に着席】

議長 続いて、議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第２号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律１９条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の提出について意見を求める。

令和６年３月２５日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号１ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 ３，８８８㎡のうち４６５㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、期間 １０年間、賃借料は年間５０，０００円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、研修センターの7期生で認定新規就農者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、平成22年度に整備された耐風強化型パイプハウスがあり、中ではすでにレモンが植えられており、継続してレモンの栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 利用権を設定する●●●●さんは以前レモン部会の会長も務めており、今後は新たな生産者に引き継いでいくとの事でよい事ではないかと思います。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 権利の設定を受ける●●●●さんは認定新規就農者であり、現在研修センターで研修生として頑張っているのです、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認いたします。

議長 続いて、議案第3号非農地判断願出書の承認について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号非農地判断願出書の承認について 下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和6年3月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 雑種地、農振区分 農振内、
面積 834㎡

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は以前から隣接地への道路として使用されており、現在は雑種地化してしまっている状況にある。当農地の規模や状況を踏まえても、今後畑として活用

する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断の願い出をいたしたい。

非農地取扱区分は雑種地化によるものであります。

続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 613㎡

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在、山林化してしまっている状況にあり、当農地の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断の願い出をいたしたい。

非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 農地説明】

続いて番号2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2 農地説明】

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1 農地については、道路として使用されていたこともあって、地盤は固く、ゴツゴツした石なども多くあります。

番号2 農地については、傾斜地になっていて木々も生えており山林化しております。

番号1、番号2いずれの農地とも、周辺の環境を考えても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1 農地について、1 番推進委員お願いします。

推委1 番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。事務局から説明があったように、長年耕作はされておらず、地盤も固い為、農地としての活用は難しいと思います。非農地として処理して仕方ないかと思います。

議長 続いて、番号1 農地について、1 番農業委員お願いします。

農委1 番 事務局、推進委員から説明があったように、今後開墾して耕作するのは大変困難な土地だと思います。非農地としても問題はないかと思います。

議長 続いて、番号2 農地について、7 番推進委員お願いします。

推委 7 番 農業委員、事務局で現地を確認しました。事務局から説明がありましたが、法面となっており、長年手が入っていない為、山林化しております。非農地としても仕方ないかと思います。

議長 続いて、番号 2 農地について、1 2 番農業委員お願いします。

農委 12 番 現地を確認しました。推進委員、事務局からの説明どおりで、農地としての活用は困難な為、非農地とするのはいたし方ないと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 3 号議案について非農地判断といたしますことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 3 号については非農地判断いたしますことを決定します。